令和７年度定期監査（第２回工事監査）の結果に関する措置について

（令和７年１１月２８日現在）

１　監査の期間　　令和７年７月１日から同年１０月１日まで

２　監査対象年度　令和６年度工事等（令和７年３月から同年５月までの工期）

３　指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容	措置分類
(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項及び第１１条によると、施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第９条第３項の建設工事の規模に関する基準以上のものに該当する工事をしようとするときは、あらかじめ、その旨を通知しなければならないとされているが、当該通知を行っていなかった。	産業局 農林水産部 農地整備課 谷山農林課	指摘事項については、当該通知の失念及び認識不足が主な原因である。これに対し、所属長から各係長を通じて工事担当者全員に対し、当該通知の徹底を指導した。 また、今回の指摘を受け、局内においては、法令に定める手続きを遵守するよう、その内容を含め、周知及び遵守に関する局長通知を１０月６日に関係職員全員に発出した。 さらに、工事発注時のチェックリストの適正な運用など、再発防止に取り組んでいるところである。 （通知受理日：令和７年１１月１２日）	措置済
(2) 舗装版切断に伴う排水処理に関する取り扱いについて（令和６年３月２９日付建管第３７２号）によると、当該排水処理については設計変更手続きを行うこととするとされているが、当該排水処理が行われているにもかかわらず、設計変更を行っていなかった。	建設局 道路部 道路建設課 谷山建設課	指摘事項については、当該通知の認識不足が主な原因である。 これに対し、令和７年１０月８日に発出された「令和７年度定期監査（第２回工事監査）結果を踏まえた対応について」の局長通知を受け、所属長から各係長を通じて工事担当者全員に対し、このことについての徹底を指導した。 さらに、特記仕様書の記載例（第７０条）について、設計変更の手続きに関する表現を明確化するため一部修正し、今後の発注において明示することで、再発防止に取り組んでいるところである。 （通知受理日：令和７年１１月１２日）	措置済
(3) 舗装版切断に伴う排水処理に関する取り扱いについて（令和６年７月５日付通知）によると、当該排水処理については設計変更手続きを行うこととするとされているが、	水道局 水道部 水道管路課 下水道部 下水道雨水課	令和６年７月５日付通知では、「受発注者間協議を行った上で、運搬および処理費用について必要に応じて見積徴収し、設計変更手続きを行うこととする。」となっているが、受注者から運搬および処理費用計上についての申し出が無かったため、設計変更を	措置済

当該排水処理が行われているにもかかわらず、設計変更を行っていなかった。		行わなかったことが原因である。 　これに対して、令和７年１０月２４日に「令和７年度定期監査（第２回工事監査）結果を踏まえた対応について」を水道施設設計業務検討委員会委員長及び下水道施設設計業務検討委員会委員長から、工事担当者全員に通知し、舗装版切断に伴う排水処理に関する取り扱いについて、改めて周知した。 　併せて、取り扱いを明確にするため、特記仕様書の記載例を「必要な経費については、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする」と修正した。 （通知受理日：令和７年１１月１４日）	